

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する修正案新旧対照条文

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百八十五回国会閣法第二十三号)(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 法務省関係(第一条―第十七条)</p> <p>第二章 内閣官房関係(第十八条)</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節 本府関係(第十九条)</p> <p>第二節 金融庁関係(第二十条―第五十七条)</p> <p>第四章 復興庁関係(第五十八条)</p> <p>第五章 総務省関係(第五十九条・第六十条)</p> <p>第六章 財務省関係(第六十一条―第七十条)</p> <p>第七章 厚生労働省関係(第七十一条―第七十六条)</p> <p>第八章 農林水産省関係(第七十七条―第九十一条)</p> <p>第九章 経済産業省関係(第九十二条―第一百条)</p> <p>第十章 国土交通省関係(第一百一条―第一百四条)</p> <p>第十一章 環境省関係(第一百五十五条・百十六条)</p> <p>第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任(第一百十七 条・第百十八条)</p> <p>附則</p> <p>第十一章 環境省関係</p> <p>(日本環境安全事業株式会社法の一部改正)</p> <p>第百十五条 (略)</p> <p>(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 の一部改正)</p> <p>第百十六条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特 別措置法(平成二十一年法律第八十一号)の一部を次のように改 正する。</p> <p>第十二条第一項に後段として次のように加える。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 法務省関係(第一条―第十七条)</p> <p>第二章 内閣官房関係(第十八条)</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節 本府関係(第十九条)</p> <p>第二節 金融庁関係(第二十条―第五十七条)</p> <p>第四章 復興庁関係(第五十八条)</p> <p>第五章 総務省関係(第五十九条・第六十条)</p> <p>第六章 財務省関係(第六十一条―第七十条)</p> <p>第七章 厚生労働省関係(第七十一条―第七十六条)</p> <p>第八章 農林水産省関係(第七十七条―第九十一条)</p> <p>第九章 経済産業省関係(第九十二条―第一百条)</p> <p>第十章 国土交通省関係(第一百一条―第一百四条)</p> <p>第十一章 環境省関係(第一百五十五条)</p> <p>第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任(第一百十六 条・第百十七条)</p> <p>附則</p> <p>第十一章 環境省関係</p> <p>(日本環境安全事業株式会社法の一部改正)</p> <p>第百十五条 (略)</p> <p>(新設)</p>

この場合において、特定会社については、会社法第四百六十七條第一項第二号の二の規定は、適用しない。

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第百十七條 (略)

(政令への委任)

第百十八條 (略)

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第百十六條 (略)

(政令への委任)

第百十七條 (略)

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)

(傍線部分は改正部分)

改正後

(事業会社の株式の譲渡)

第十二條 特定事業者は、事業会社の株式の全部又は一部を譲渡しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の承認を得なければならない。この場合において、特定会社については、会社法第四百六十七條第一項第二号の二の規定は、適用しない。

2
3
4 (略)

改正前

(事業会社の株式の譲渡)

第十二條 特定事業者は、事業会社の株式の全部又は一部を譲渡しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の承認を得なければならない。

2
3
4 (略)